

令和8年8月19日
北海道開発局
東京航空局

丘珠空港の機能強化に係る環境影響評価方法書について

札幌飛行場滑走路延長事業は、滑走路の長さを現行の1,500mから1,800mに300m延長する計画であり、札幌市環境影響評価条例第2条第2項第4号に基づく環境影響評価の対象事業に該当します。

このたび、事業者である国土交通省北海道開発局及び東京航空局は、同条例第8条の第1項の規定に基づき、「札幌飛行場滑走路延長事業 環境影響評価方法書」をとりまとめました。

これに伴い、以下のとおり方法書に係る公告、縦覧、説明会を実施しますのでお知らせします。

なお、方法書に対して、環境保全の見地からご意見のある方は、どなたでも意見書を提出することができます。

1. 公告、縦覧、説明会等

- ・公告日 : 令和8年8月24日（月）
- ・縦覧期間 : 令和8年8月24日（月）から9月22日（火）まで
- ・縦覧場所 : 北海道開発局港湾空港部空港・防災課他、札幌市内全6カ所（詳細は別紙1参照）
- ・方法書説明会 : 札幌市内9カ所で開催（詳細は別紙2, 3参照）
- ・意見書提出期限 : 令和8年10月6日（火）まで（必着）
札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課へ提出（詳細は別紙4参照）

※意見書様式などは、以下特設サイトをご覧ください。

「丘珠空港（札幌飛行場）の機能強化検討 特設サイト」

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kk/kuukou/k5m5qg0000008f6n.html>



2. 対象事業の概要

- ・名称 : 札幌飛行場滑走路延長事業
- ・種類 : 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業
- ・規模 : 現在の1,500mの滑走路を300m延長して1,800mとするもの
- ・区域 : 札幌市東区丘珠町、栄町の一部

【問合せ先】

- ・方法書全般に関すること

国土交通省 北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課 山内・麻生（直通）011-700-6773

- ・航空機の運航等に関すること

国土交通省 東京航空局 空港部 空港企画調整課

須藤・米村（直通）03-5275-9298

札幌飛行場滑走路延長事業 環境影響評価方法書
縦覧について

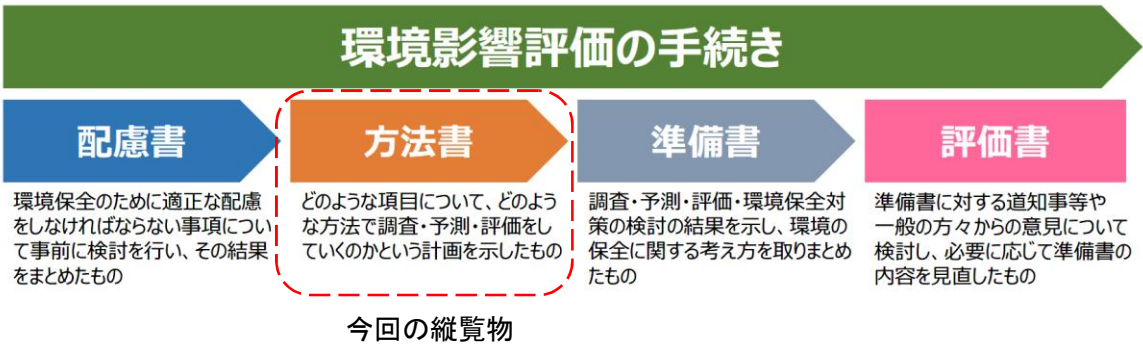
札幌市環境影響評価条例第 10 条の 1 第 1 項の規定に基づき、下表のとおり縦覧を実施します。

縦覧場所	縦覧期間	縦覧時間
北海道開発局港湾空港部空港・防災課 （札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎）	令和 8 年 8 月 24 日（月）から 令和 8 年 9 月 22 日（火）まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く）	9 時から 17 時まで
東京航空局丘珠空港事務所 （札幌市東区丘珠町）		
札幌市空港担当課 （札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）		
札幌市北区総務企画課 （札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-1）		
札幌市東区総務企画課 （札幌市東区北 11 条東 7 丁目 1-1）		
丘珠空港ターミナルビル 2 階 （札幌市東区丘珠町）	令和 8 年 8 月 24 日（月）から 令和 8 年 9 月 22 日（火）まで （パネル展示あり）	6 時 30 分から 20 時 30 分まで

- ※縦覧場所には、方法書、要約書、あらまし、意見書様式を設置しています。
- ※縦覧物は、縦覧場所以外への持ち出し、貸し出しは禁止します。
- ※縦覧物は、「丘珠空港（札幌飛行場）の機能強化検討 特設サイト」からもダウンロード可能です。

※環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な事業を行う際に、その事業が環境にどのような影響を与えるかを事前に調査、予測、評価し、その結果を公表して、住民や関係機関の意見を反映させながら、より良い事業計画を作り上げていくための制度。



札幌飛行場滑走路延長事業 環境影響評価方法書 説明会について

札幌市環境影響評価条例第10条の2第1項の規定に基づき、下表のとおり説明会を開催します。
説明会はオープンハウス型としており、事前申込不要なため、開催時間内であれば、いつでもご来場・ご退場いただけます。

各会場には資料・パネルなどを設置しており、担当者が個別に説明・ご質問への対応を行いますので、ご都合のよい時間にお越しいただき、ご自身のペースでご覧いただけます。

開催日時	会場	駐車場
令和8年9月7日（月） 15時から20時まで	拓北・あいの里地区センター 多目的ホール （札幌市北区あいの里1条6丁目1-1）	約15台
令和8年9月7日（月） 15時から20時まで	篠路コミュニティーセンター ホール （札幌市北区篠路3条8丁目11-1）	約50台
令和8年9月7日（月） 15時から20時まで	日の丸会館 ホール （札幌市東区北41条東14丁目3-1）	約12台
令和8年9月8日（火） 15時から20時まで	太平百合が原地区センター 体育室 （札幌市北区太平12条2丁目1-17）	約20台
令和8年9月8日（火） 15時から20時まで	丘珠ふれあいセンター 多目的ホール （札幌市東区丘珠町183-2）	約30台
令和8年9月8日（火） 15時から20時まで	モエレ交流センター ホール （札幌市東区東苗穂7条2丁目2-30）	約15台
令和8年9月9日（水） 15時から20時まで	屯田地区センター 体育室 （札幌市北区屯田5条6丁目3-21）	約40台
令和8年9月9日（水） 15時から20時まで	栄西地区会館 多目的ホール （札幌市東区北39条東4丁目1-1 栄西小学校併設）	約10台
令和8年9月9日（水） 15時から20時まで	ふしこ地区センター 体育室 （札幌市東区伏古11条3丁目1-15）	約15台

※会場の駐車場には限りがございますので、お車でのご来場は極力ご遠慮ください。

※事前に申込みいただいた上で、報道関係者も参加される可能性がございます。

【説明会会場における取材について】

- ・説明会風景のカメラ撮りや主催者に対する取材を希望される方は9月4日（金）12時までに事前申込をお願いいたします。
（別紙3を参照。なお、取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。）
- ・当日は、社員証や自社腕章等を着用の上、職員の指示に従い、参加者個人が特定されることのないよう、プライバシーに配慮した上で撮影いただきますようお願いいたします。
- ・会場内に撮影エリアを設けておりますので、撮影は同エリアにて行っていただき、会場内での参加者への取材はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・お越しの際は、公共交通機関の利用をお願いいたします。

<取材申込先> 北海道開発局 港湾空港部 空港・防災課 宛

(E-mail) hkd-ky-okadama@ki.mlit.go.jp

取 材 申 込 書

説明会の取材を希望する報道関係者の方は、本様式を用いて上記宛先までメールでお申し込みください。申込締切は、9月4日（金）12時までとなります。

■取材申込対象（該当するものに☑を付けてください）

- ☐ 9月7日（月）拓北・あいの里地区センター ☐ 9月7日（月）篠路コミュニティーセンター
☐ 9月7日（月）日の丸会館
☐ 9月8日（火）太平百合が原地区センター ☐ 9月8日（火）丘珠ふれあいセンター
☐ 9月8日（火）モエレ交流センター
☐ 9月9日（水）屯田地区センター ☐ 9月9日（水）栄西地区会館
☐ 9月9日（水）ふしこ地区センター

■会社名及び部署名

■取材者 役職・氏名（全員の役職・氏名を記載願います）

①（代表者）

②

③

■代表者の連絡先

■テレビカメラ持込みの有無（該当するものに☑をつけてください）

☐ 有 ・ ☐ 無

※取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。

※代表者の連絡先には、取材当日に連絡可能な連絡先を記入してください。

札幌飛行場滑走路延長事業 環境影響評価方法書 意見書の提出について

環境影響評価方法書について環境保全の見地からのご意見のある方は、日本語で必要事項を記入の上、書面にしてご提出ください。

【必要事項】

- ・意見書の提出対象である方法書の名称
（「札幌飛行場滑走路延長事業 環境影響評価方法書」とご記入ください。）
- ・氏名及び住所
- ・環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由

※意見書様式は、「丘珠空港（札幌飛行場）の機能強化検討 特設サイト」からダウンロード可能です。（意見書様式に準じた任意の様式も可）

【提出期限】

令和8年10月6日（火）まで（必着）

【提出方法】

郵送、ファックス、直接持参、Eメール

※Eメールによる提出の場合、添付ファイルによる意見書の提出は受け付けませんので、必要事項を本文に入力してください。

【提出先】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁舎12階南側）

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境共生担当課

ファックス番号 011-218-5108

Eメール assess@city.sapporo.jp

電話番号 011-211-2879

※意見書の提出先について、お間違いの無いようお願いいたします。